

各位

練馬区と空き家対策に関する協定を 締結しました！

城北信用金庫（本店：東京都荒川区 理事長：大前孝太郎）では、平成29年8月23日（水）、練馬区と「練馬区における空き家等対策に関する協定書」を締結いたしました。

当金庫は、金融面を通じた支援を行うとともに、その他の様々なアプローチによって、空き家の発生の未然防止や有効活用に取り組んでまいります。

【協定の内容】

- 当金庫は、区内に所在する空き家の所有者を対象として、空き家の有効活用または修繕、除却、建替えに関する融資相談に応じるための相談窓口を設置します。
- 当金庫は、空き家の有効活用または修繕、除却、建替えに資する金融商品を開発し、ご提供いたします。
- 当金庫は、練馬区から空き家に関する協力要請があった場合、融資に関する相談員の派遣等を行います。
- 練馬区は、相談窓口や金融商品について、ホームページによるご案内やリーフレットの作成等によって周知し、当金庫はこれに協力いたします。
- 練馬区と当金庫は、適正な管理がなされていない空き家の発生の未然防止、空き家の有効活用等のため、空き家に関する取り組み等の情報共有を行ってまいります。

